

宮城県高等学校文化連盟自然科学専門部規約

(目的)

第 1 条 宮城県高等学校文化連盟（以下略称高文連）の目的に則り、生徒の研究活動の活性化を図ることを目的として、自然科学専門部を設置する。

(事業)

第 2 条 本専門部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 生徒理科研究発表会の開催
2. その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第 3 条 本専門部に次の役員をおく。
1. 専門部長 1 名、2. 副専門部長 若干名
3. 事務局長 1 名、4. 事務局会計 1 名、5. 理科研究会事務局長 1 名
6. 理科研究会の各副部長 5 名、7. 顧問会の推薦により専門部長が指名した幹事
8. 高文連本部理事 1 名、9. 全国常任理事 1 名（任期：R7 年度～R10 年度）

専門部長は理科研究会長が兼ねる。
副専門部長は理科研究会副会長が兼ねる。

(事務局)

第 4 条 事務局は本専門部の事務を行う。事務局の代表として事務局長をおく。

(役員の仕事)

第 5 条 専門部役員の仕事は次の通りとする。
専門部長は専門部を代表する。
副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長事故あるときは、これに代わる。
事務局長は高文連本部理事を兼ねることができる。

(会計)

第 6 条 本専門部に会計担当を 1 名おく。会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。監査は理科研究会の監事により受けるものとする。

(顧問会)

第 7 条 理科系部活動などの指導者の集まりである顧問会を設ける。顧問会は、自然科学専門部主催事業について審議し、運営に携わる。

附則

- 2024 年（令和 6 年）10 月 18 日一部改正
- 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日一部改正